１．件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（１号機及び２号機非常用ガス処理系配管の一部撤去）に係る面談
２．日時：令和３年５月１３日（木）１０時００分～１３時００分
３．場所：原子力規制庁　１８階会議室
４．出席者
原子力規制庁　原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
大辻室長補佐、久川係員
髙木技術参与（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社（テレビ会議システムによる出席）
福島第一廃炉推進カンパニー　福島第一原子力発電所　担当６名

５．要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、３月１２日、４月７日の面談において原子力規制庁が説明を求めた事項に対し、資料に基づき主に以下について説明があった。
  - SGTS 配管切断における発泡ウレタン注入及び注入後の切断の流れ
  - SGTS 配管内に水素、水が存在する可能性に対する考慮と対策
  - 配管切断時におけるダスト飛散防止対策
  - 切断位置に対応した、４種類の吊り天秤の概要
  - 切断後の配管端部の閉止に関する概要
  - 仮設ダストモニタの設置を含むダスト監視
  - 敷地境界線量の算出方法

  また、本申請の範囲ではないが、参考情報という位置付けで、SGTS 配管撤去後に実施する予定の 1/2 号機廃棄物処理建屋がれきと主排気ダクトの撤去について説明があった。

- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに、
  - 切断位置は高線量を避けた位置とするのが望ましいところ、現在の切断位置について配管線量を考慮した検討と検討結果からの判断を明記すること
  - 配管内には溜まったとしても結露水程度であると仮定しているところ、その場合の対応について、具体的に記載すること
  - 発泡ウレタン注入において、特に傾斜管及び縦管に対して実施する際に充填されたことを確認する方法について、要素試験での確認結果も含めて説明すること
  - 吊り天秤による切断箇所へのアクセス性含め、主排気ダクトの下を通っている配管の切断手順を説明すること
  - 切断時のダスト飛散防止対策について、炭素鋼とウレタンが沈降粉塵となること、それを集塵ボックスで捕獲するという説明は理解するが、配管内面に付着し、切断時に分離・浮遊する恐れのある放射性物質等の飛散防止対策を説明すること
  - 関連して、敷地境界線量算出の際に用いている飛散率、すなわち「気中機械的切断による放射化金属切断時の飛散率：0.02%［バンドソー切断］」を、配管内面に放射性物質等が付着している場合に用いることが妥当であるのか、説明すること

- 切断後の配管端部の閉止について、建屋側に加えて排気筒側についても記載するとともに、仕様を決定した条件を記載すること
- ダスト監視の中で、配管撤去作業を監視するために用いる仮設ダストモニタについて、風の影響がある屋外で使用するため、仕様や指向性について説明すること
- 作業者に対する被ばく低減対策について、トラブル時に想定される有人作業への考慮を説明すること、長尺配管の小割切断時に想定される有人作業への考慮を追記すること、また事故調査に係る作業について可能な範囲で具体的に記載すること
- モックアップ訓練後に実機及び手順へ反映するステップ及び期間を考慮すること

等を求めた。

また、参考として説明のあった 1/2 号機廃棄物処理建屋がれきと主排気ダクトの撤去に関して、SGTS 配管撤去後に主排気ダクト線量調査を行った際には結果を報告することを求めた。

６．その他

資料：

- 福島第一原子力発電所 1 号機及び 2 号機非常用ガス処理系配管の一部撤去について

以上